

平成28年第8回芦北町農業委員会総会議事録

・開催日時 平成28年8月12日(金) 午前 9時30分

・閉会日時 平成28年8月12日(金) 午後 12時15分

・開催場所 芦北町役場本庁舎 3階大会議室

・出席委員 21名

1番 宮島 正文	2番 浦川 敬次	3番 竹本 幸哉
4番 田口 宗一	6番 徳永 修一	7番 下山 國男
8番 一谷 代継	9番 宮原千代子	10番 才守 久
11番 平井 正宏	12番 阪口 修一	13番 立水 庄一
15番 草野 義雄	16番 蓑田 正志	17番 塚本 壽
19番 坂口恵美子	21番 田口 昭広	22番 牧 正徳
23番 岡本 辰男	24番 井川 輝征	25番 片山 幸弘

・欠席委員 4名

5番 白畑 義美	14番 小崎 良一	18番 松原 茂喜
20番 村上 久廣		

・農業委員会事務局職員 出席者

事務局長 告畑 一彦

事務局次長 川田 康幸 参事 白菊 大志

・議事

議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請書審議について

議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請書審議について

議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請書審議について

議案第34号 農用地利用集積計画の審議について

報告第15号 農地法施行規則32条の規定による届出について

報告第16号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第17号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について

発言者	要 旨
告畑局長	皆さん、こんにちは。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。 それでは、「農業委員会等に関する法律」第 27 条第 3 項に規定してある過半数の出席委員を確認しましたので、只今から平成 28 年第 8 回芦北町農業委員会総会を開会いたします。 会議進行につきましては、会議規則第 5 条の規定により片山会長にお願いします。
片山会長	－会長挨拶省略－ それでは、早速、議案審議に入ります。 本日の、議事録署名委員は 6 番：徳永委員、7 番：下山委員にお願いします。 なお、5 番「白畑義美」委員、14 番「小崎良一」委員、18 番「松原茂喜」委員、20 番「村上久廣」委員から欠席の報告があがっておりますのでお知らせします。 6 番、徳永委員。
徳永委員	空席が目立っていますが、一人遅れてくるとの事ですが、後はどうなっていますか。
片山会長	空席の理由を事務局より、説明をお願いします。
告畑局長	まず、5 番、白畑委員ですが、マムシかムカデかはっきりしないのですが、かまれて昨日から入院されたそうです。14 番、小崎委員は体調不良です。 18 番、松原委員は、現地調査の時に本日都合が悪いということで出席できないのでよろしくお願いしますとの事です。20 番、村上委員は熊本で用事があるということで出席できないと連絡があっております。13 番、立水委員につきましては、今日遅れてきますということで、先に始めてくださいとの事です。以上です。
片山会長	大変欠席や遅刻される方が多いわけですが、仕事で休むということは理由になりませんので、今後とも皆様方にはよろしくお願いいたします。 それでは議事に入ります。 議案第 31 号「農地法第 3 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より、説明をお願いします。
川田次長	－資料の確認－ 議案第 31 号「農地法第 3 条の規定による許可申請書審議」について、農地法第 3 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。

	－議案説明－ 議案第 3 1 号、「所有権移転の部」 1 番～ 5 番及び「使用貸借権の部」 1 番～ 2 番につきましては、「農地法第 3 条第 2 項各号」の不許可要件には該当しませんので、「許可相当」であると判断します。以上です。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を地元委員さんをお願いしておりましたが、「1 8 番の松原委員」が欠席ですので、所有権移転の部 1 番～ 5 番の案件を関連しておりますので、まとめて「告畑局長」に説明をお願いします。
告畑局長	8 月 9 日に現地を確認してまいりました。松原委員は前日に確認されておられます。資料は 1 ページから 1 0 ページになります。譲受人は飼料用作物を作られる予定です。場所は米田の日添という所で、牛舎も近くにあります。牛舎近くに土地を購入されて飼料用作物を作るということです。内容としましては、何ら問題はないと思います。よろしくお願いします。
片山会長	使用貸借権設定の部 1 番の案件を「3 番の竹本委員」に説明をお願いします。
竹本委員	別段問題はないと思います。よろしくお願いします。
片山会長	使用貸借権設定の部 2 番の案件を「1 5 番の草野委員」に説明をお願いします。
草野委員	事務局から説明があったとおりであります。8 月 9 日に現地を確認し、何も問題がないと思いますので、よろしくお願いします。
片山会長	地元委員からの説明が終わりました。 議案第 3 1 号につきまして、ご質疑ありませんか。 井川副会長。
井川副会長	1 番から 5 番の件ですが、飼料用作物を作ることは問題ないと思いますが、将来的に牛舎を建てる場合は、農振地と思いますが、どういう風になりますか。
川田次長	井川副会長の質問ですが、農振農用地区域ではありません。川の反対側は外れています。牛舎の横で、第 2 種農地になります。許可相当であると思います。
井川副会長	将来的に牛舎を建ててもいいということですか。
川田次長	はい。
片山会長	井川副会長、よろしいですか。
井川副会長	はい。

片山会長	他に議案第３１号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行ないます。 所有権移転の部１番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、１番については原案のとおり決定しました。 ２番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、２番については原案のとおり決定しました。 ３番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、３番については原案のとおり決定しました。 ４番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、４番については原案のとおり決定しました。 ５番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、５番については原案のとおり決定しました。 使用貸借権設定の部１番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、１番については原案のとおり決定しました。 ２番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、２番については原案のとおり決定しました。 次に議案第３２号「農地法第４条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案第３２号「農地法第４条の規定による許可申請書審議」について、農地法第４条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 －議案説明－ ２番につきましては、「農地法第４条第２項第３号の不許可要件（信用性が無い）に該当しておりますので、現時点では、不許可相当であると判断しますが、詳しい内容については、今から詳しく説明いたします。

片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を地元委員さんをお願いしておりますので、補足説明がございましたらお願いします。 1 番の案件を「1 1 番の平井委員」に説明をお願いします。
平井委員	事務局からの説明どおりですが、現地は河川工事にかかるため転用申請されています。何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いします。
片山会長	2 番の案件を「4 番の田口委員」に説明をお願いします。
田口宗委員	9 日に、局長と次長と行ってきましたが、これで 2 回目になります。1 回目申請があったのですが、1 種農地ということで取下げてもらえないかということで保留扱いになっていました。2 件家があるところに畑があるのですが、始末書もなし、同意書もなしで、近所の方が農業委員会になぜ植えさせるのかと苦情も来ております。あとは事務局の方で説明があると思います。審議の方よろしく願いいたします。
川田次長	－資料により説明－
片山会長	議案第 3 1 号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行ないます。 1 番につきまして、ご異議ありませんか。 1 7 番、塚本委員。
塚本委員	説明を受けましたが、ちょっと呑み込めないところがありますので、もう少し説明をしていただきたいと思います。この農振地というのは県の意向として外してもいいという意向だからここに建築するということですね。そういうことができる訳ですね。
川田次長	そうです。ただし、農振除外の事前協議というのがございまして、それは本来厳しいのですが、その事前協議で県ができませんと言えできません。事前協議が終わってできるという回答があったので、できるという流れなので許可相当だと思います。
片山会長	1 1 番、平井委員。
平井委員	ここは、農振地域でも一番外れです。乙千屋川の河川改修が上の方に行きまして、道路ができてそれに住宅がかかったので、住宅の前の自分の水田に新たな住宅を建築するということですので、何ら問題はないと思います。
片山会長	塚本委員、よろしいですか。
塚本委員	公共工事のための代替地みたいなものですね。わかりました。
片山会長	他に 1 番につきまして、ご異議ありませんか。

	－「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。 2番につきましては、事務局から説明しましたが、こちらの方でも県と相談しながら本人に理解してもらうのが難しいのですが、これは継続審議という事でしたいと思います。この件につきまして皆様からご意見等がございませんか。 21番、田口委員。
田口昭委員	昔から、近隣の方の同意を求めたうえで申請するという事になっているのですが、これでは近隣の同意がないということになるので、同意を求めて同意をしてもらう努力をしてもらって進めていけばいいと思いますけど、このままではだめだと思います。
片山会長	我々も説得するわけですが、本人も地元におられない方で、立会の時には来られました。
田口昭委員	もともと田川の人ですか。
片山会長	実家は田川になります。長男です。
	19番、坂口委員。
坂口委員	前の総会の時に兄弟に分けられた件でしょうか。
田口宗委員	そうです。
坂口委員	本人さんは余所の方だったですね。
田口宗委員	熊本に出ておられます。分けたのではなくて、競売にかけてほとんどを長男が取得されました。
坂口委員	はい、わかりました。
井川副会長	指導、監督と書いてあるが従わないですね。永久に指導して継続審議になる訳ですね。
川田次長	今、井川副会長からもあったのですが、おそらく県の方が不許可でも本人は全く抜く気がありません。私とか会長とか何回か会ったのですが、この前現地確認に行ったときに、自分の農地だから好きなようにしてもいいという考えのようです。農地法は何のためにあるのですか、農業委員会は農地を守るために農地法があって、いくら自分の農地でも自分勝手にできない縛りがあると言っても、自分の農地だから干渉しないでくれという意見を言われる方です。住民の方ともめているのがネックなのですが、お互い話し合って、譲り合って、解決するのですが、何回も相談に行っていますが、それが全く一切ないです。

片山会長	6 番、徳永委員。
徳永委員	結局我々も農地取得については了解したわけですよ。今話を聞いてみると目的というのが悪質な感じがするわけですよ。いまになれば。その時は農地の取得だからいいのではと判断したと思うのですよ。しかし、1 年程で植林をするということは、そういうことをしたいがために取得をしたのではないかと判断するわけですよ。その辺がちょっと農地取得について、何のために取得するか分からないままに了解をするケースがあるのではないかと思います。こういったものは個人の問題で、干渉はできないかもしれませんが、農地の取得については良心的にここでは了解するわけですが、取得した後がもうちょっと見えればなと思います。
片山会長	近隣の同意がないということで、植林が軒先まで植えてあるものですから、あっという間に木が大きくなって屋根に被ったりとか害を与える可能性があるということで、もしあなたが逆の立場で家に被ったらどうしますかと言っても聞く耳を持たないとか、当たり前のことを聞き入れられないということですけども、どんなことがあってもそれを抜かせるように知恵を絞って、皆さん方から知恵をいただきながら、農業委員会としてもこのままにしておくにはいけないということで、あらゆる方面から知恵をいただきながら努力をしたいと思います。
平井委員	これは杉ですか。
片山会長	杉と檜です。それも 5 0 cm もないくらいの間隔で苗を植えるようにいっぱい植えてあります。杉は 2 m から 3 m くらい離して植えるのですが。
平井委員	柿の木を植えるよう言ってみたらどうでしょうか。
田口宗委員	柿の木とかミカンの木を植えてあります。その間に植林してあります。
平井委員	何回か指導してそれに従わなければ不許可相当ではないかと思います。
井川副会長	農業委員会としては文書等で毎月一回は指導していくしかないと思います。罰則も何もないので。
坂口委員	そこだけが第 2 種になるのですか。
川田次長	県の担当者が見に来て第 2 種農地という判断でした。
片山会長	皆さん方からいろいろな知恵を借りながら我々も説得させるように、皆さん方からのご指導をお願いします。 3 番、竹本委員。
竹本委員	2 番については、結論はどうするのですか。不許可なのですか。

川田次長	事務局としては不許可として意見を県に上げたいと思っていたのですが、県としては文書による指導をして、継続して審議をするようにという事でした。
竹本委員	事務局は申請人に対して指導、勧告の事務を進めるという方針ですが、そうこうしている間に木は大きくなりますよね。
田口昭委員	ここでは、許可か不許可か決めていいのですよね。
井川副会長	意見としては農業委員会として不許可で出すしかないですよね。
川田次長	県の方もいきなり不許可という結論を出すのはいかがなものかと言われ、指導を口頭でしているのですが、文書としてまだ一度もしていないので、裁判になった時にこういう指導をずっとしても従わないので、信用性がないということを県は言いたいようです。
竹本委員	ということは来月もまた上がってくるのですか。
川田次長	来月は指導報告という形で、皆様方に報告させていただきます。県に相談しながら指導し、従わない場合は不許可という意見の報告になります。県にも毎月毎月報告することになります。
竹本委員	今月上がった申請は生きているということになるのですか。
川田次長	はい、生きています。
片山会長	皆さんに意見を聞きたいということで、資料を見てもらって、審議してくれという事でしたが、田口宗一委員、地区の人の意見等聞きましたので、竹本委員の言われるようにずるずるなる可能性があると思いますので、不許可にして、許可しないと決めないと、9月10月とだんだん記憶が薄れてまいりますので、これはずるずるすることはできませんので、不許可にしていいいでしょうか。
徳永委員	県としては一度の審議で不許可にするのではなくて、継続して審議しなさいというのが指導なのでしょーうけど。
片山会長	県としてはもう少し審議してから判断しなさいという事なのでしょうが、相当調べてやっておりますので、皆さん方に説明して、農業委員会としても結論を出したいと思います。よろしいでしょうか。 17番、塚本委員。
塚本委員	今まで口頭だけで相手に伝えていたということで、文書もまだ出してないという事であれば、来月の審議に回して、その間文書で通告しておくことも必要かなと思います。なかなか難しく長引きそうな話ですので。ここで不許可にしたならここだけで済みますけれども、実態はそのまま継続するわけで

	すから。何らかの方法を取るときには次の手まで考えておかなければ無理かなと思います。
片山会長	勿論、この件はここで終わりではなくて、この場で不許可も考えながら進めていきたいと思います。 どうですか、塚本委員。
塚本委員	法廷に持っていくということを考えると、文書での通告を一度はしておく必要があるのではないかということです。今回は継続にして次の総会の時にはっきりした方がいいのではないかと思いますという意見です。
徳永委員	私も同感です。法廷闘争になった場合、通告も何もしないと農業委員会の落ち度があったのではないかという判断にもなりかねないから、もう一度くらい審議して、指導をして、指導したけれどもこうだからどうでしょうか、とまたあげてくればその時は継続審議でダメという判断を下せばどうでしょうか。
片山会長	委員の皆様には初めて説明をしたのですが、やはり1回の説明では説明不足かなと思います。実情が迷惑をかけたままのところを見て見ぬふりをするわけにはいきませんので、申請人とも話し合いをしていくということで、継続審議という事でよろしいでしょうか。 2番、浦川委員。
浦川委員	継続にする間に農業委員会から文書による指導、あるいはこれが最後の指導です、次の総会で最終的に結論を出します。ということをやっておかないとただ継続ではこのまま行く恐れがありますから。よろしくお願いします。
片山会長	はい、わかりました。そういう形でやっていきます。 2番につきまして、継続審議ということで、ご異議ありませんか。 —「異議なし」の声あり— 異議なしということですので、2番については、継続審議といたします。 (※2番転用申請に係る経緯説明資料の回収) 次に議案第33号「農地法第5条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案第33号「農地法第5条の規定による許可申請書審議」について、農地法第5条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 —議案説明— 議案第33号、所有権移転の部1番から2番につきましては、「農地法第5条第2項各号」の不許可要件には該当しませんので、許可相当であると判断

	します。以上です。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を地元委員さんをお願いしておりますので、補足説明がございましたらお願いします。 所有権移転の部 1 番の案件を「5 番の白畑委員」ですが欠席ですので告畑局長に説明をお願いします。
告畑局長	白畑委員は 8 月 8 日に現地を確認されておりました、事務局で 8 月 9 日に確認しております。現地は現在里道になっておりました、里道のままでは車が通らないため、自宅まで車が通れるように拡幅を計画されております。現地は何ら問題ないと思います。以上です。
片山会長	所有権移転の部 2 番の案件を「7 番の下山委員」に説明をお願いします。
下山委員	場所は、配偶者の実家の側の土地で、作業場として周辺に影響はありませんので許可相当だと思います。よろしくお願いします。
片山会長	地元委員からの説明が終わりました。 議案第 33 号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行ないます。 1 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第 34 号「農用地利用集積計画の審議について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案第 34 号「農地利用集積計画の審議」について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が芦北町長から下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 －議案説明－ 以上です。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 議案第 34 号につきまして、ご質疑ありませんか。

	17番、塚本委員。
塚本委員	2番の賃借料は間違いじゃないかと思います。
片山会長	すみません、間違いです。失礼しました。
川田次長	0が一つ抜けていました。
片山会長	塚本委員。よろしいですか。
塚本委員	はい。
片山会長	議案第34号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行ないます。 賃貸借権設定の部1番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、賃貸借権設定の部1番については、原案のとおり決定しました。 2番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。 次に報告第15号「農地法施行規則第32条の規定による届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	報告第15号「農地法施行規則第32条第1項の規定による届出」が下記のとおり提出されたので報告するものです。 －報告説明－ 以上です。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を地元委員さんをお願いしておりますので、補足説明がございましたらお願いします。 1番の案件を「21番の田口委員」に説明をお願いします。
田口昭委員	特に問題はないのですが、9日に現地確認に行っていました。事務局からの説明どおり、何ら問題ありませんので、よろしくお願いいたします。
片山会長	報告第15号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ 質疑なしということですので、報告第15号については、これで終わります。 次に報告第16号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

川田次長	報告第 1 6 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による届出」が下記のとおり提出されたので報告するものです。 －報告説明－ 以上です。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 報告第 1 6 号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ 質疑なしということですので、報告第 1 6 号については、これで終わります。 次に報告第 1 7 号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	報告第 1 7 号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画」が熊本県知事より認可されたので報告するものです。この報告案件は 6 月の総会で農地中間管理機構への貸付を議決された案件でありまして、その土地が第 3 者に貸し付けられた報告になります。 －報告説明－ 以上です。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 報告第 1 7 号につきまして、ご質疑ありませんか。 6 番、徳永委員。
徳永委員	塚本委員が先程指摘されましたが、反 6 5. 7 kg で全部で 6 0 kg は間違いではないですか。
川田次長	賃借料は反当り 1 2, 0 0 0 円で全部で 1 3, 1 4 0 円の間違いです。すみません。
片山会長	他に報告第 1 7 号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ 質疑なしということですので、報告第 1 7 号については、これで終わります。 これで、本日の議案・報告について審議は終わります。 引き続き、その他の連絡事項に入ります。 (1) 農地利用意向調査及び課税強化について (2) 芦北町農業委員会農地利用最適化実践チームについて (3) 農業委員会新制度改正について (4) 中間管理事業について（熊本県農業公社）

	その他、委員の皆さんから何かございませんか。 なければ、これをもちまして、平成２８年第８回芦北町農業委員会総会を終了します。
--	--